

四日市市監査委員告示 第1号

四日市市監査基準の一部を改正する監査基準を次のように定める。

令和7年2月6日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	竹野	兼主
同	小林	博次

四日市市監査基準の一部を改正する監査基準

四日市市監査基準（令和2年四日市市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（監査等の種類及びそれぞれの目的）</p> <p>第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(8)まで （略）</p> <p>(9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の<u>9</u>第3項又は公企法第34条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。</p> <p>(10)から(14)まで （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（報告の徴取）</p> <p>第8条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和</p>	<p>（監査等の種類及びそれぞれの目的）</p> <p>第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(8)まで （略）</p> <p>(9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の<u>8</u>第3項又は公企法第34条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。</p> <p>(10)から(14)まで （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（報告の徴取）</p> <p>第8条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和</p>

27年政令第403号)第22条の4第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 (略)

(品質管理)

第11条 (略)

2及び3 (略)

4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準にのりて遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

27年政令第403号)第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 (略)

(品質管理)

第11条 (略)

2及び3 (略)

4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

## 附 則

この監査基準は、令和7年4月1日から施行する。ただし、四日市市監査基準第4条第1項第9号の改正は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(監査事務局)